

## 特殊索道旅客運送約款

### (適用範囲)

- 第1条 株式会社ユースランド（以下当社という）の経営する特殊索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めのない事項については、法令の定めるところ、または一般の慣習による。
2. 当社がこの運送約款の趣旨及び法令に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について特約に応じた時は、当該条項の定めにかかわらず、その特約による。

### (係員の指示)

- 第2条 旅客は、安全輸送と秩序の維持のために行なう係員の指示に従わなければならない。

### (運送の引き受け)

- 第3条 当社は、第4条の規定により運送の引き受けを拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受ける。

### (運送の引き受けの拒絶)

- 第4条 当社は、次に該当する場合、旅客の運送の引き受けを拒絶する。
1. 当該輸送の申込がこの運送約款によらないとき。
  2. 有効な乗車券（以下リフト券という）を所持していないとき。
  3. 係員の指示に従わないとき。
  4. 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
  5. 当該運送が法令の規定、公の秩序または善良な風俗に反するとき。
  6. 旅客が泥酔状態にある等、運送上の安全を期し難いと認められるとき。
  7. 危険物を所持しているとき。尚、危険物とは「索道施設に関する技術上の基準の細則を定める告知」に記載のものをいう。
  8. 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。
  9. 前各号に掲げる場合のほか正当な事由があるとき。

### (リフト券の発売)

- 第5条
1. 当社はリフト券を出札所等で発売する。
  2. 当社もしくは当社が委託した者以外がリフト券を発売（転売を含む）する事はできない。

### (リフト券の効力)

- 第6条
1. リフト券は別途定める特殊索道運賃表の有効範囲、有効期間、適用範囲において使用する場合に限り有効とする。
  2. 当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売したリフト券は、その券面表示運賃の額にかかわらず運用期間内は有効とする。

### (リフト券の無効)

- 第7条 次の各号に該当するリフト券は無効とする。
1. 汚損はなはだしく券面表示事項の判断困難となったもの
  2. シーズン券、月間券を記名人以外が使用したとき
  3. 旅客その他の者が故意に改造又は変造、偽造したもの
  4. 当社に無断で譲渡・転売されたもの

リフト券は譲渡・転売または譲渡・買取不可としており、その行為は当社に対する営業妨害とみなして当社に対し損害賠償責任を負うものとする。

(リフト券の確認等)

第 8 条 当社は旅客の乗車時において、旅客に対しリフト券の提示を求め、これを確認または回収する。

(運賃及び適用方法)

第 9 条 当社が旅客から収受する運賃並びに適用方法は、主たる事務所その他の営業所、または出札所において掲示した運賃及び備え付けの適用方法による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取り扱い)

第 10 条 天災等に起因するやむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、全てのリフトの運行中止で無い限り払戻は行なわない。但し、当社に起因する要因で全てのリフトを停止した場合は、当社の責任により必要な措置を行なう。

(運賃の払戻)

第 11 条 一旦発売したリフト券の払戻は行なわない。

2.天災及び当社の責により索道の運転が出来ないときは、別に定める規定により払戻を行なう。

但し、天候状況により運送の安全確保が困難な場合や一時的に安全確保の為運行を中止した場合は、この限りでない。

(リフト券の再発行)

第 12 条 リフト券及びシーズン券、月間券の紛失または毀損による再発行は行なわない。

(責任の始期及び終期)

第 13 条 当社の運送に関する責任は、旅客が索道に乗車したときから始まり、下車したときをもって終わる。

(乗客の禁止行為)

第 14 条 乗客は次の行為を行なってはならない。

1. 搬器からの飛び降り。
2. 搬器のゆさぶり。
3. ストック等で索道施設を突くこと。
4. 横乗り等危険な状態での乗車
5. 乗降場所での危険な行為。
6. その他安全運送を妨げる行為。

(旅客に対する責任)

第 15 条 当社は、索道の運行によって旅客の生命又は身体を害したとき、次の場合生じた損害を賠償する責を負う。

1. 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠った事、並びに索道施設に欠陥もしくは機能の障害があったこと等が証明された場合。
2. 事故が専ら当該旅客の故意または過失に基づかないで発生した事が証明された場合。

(携行品等に関する責任)

第 16 条 当社は、旅客の運送に関して生じた、スキー、スノーボードその他携行品、着用品等の滅失又は毀損による損害に

については、これを賠償する責を負わない。但し、その滅失または毀損が当社の過失によるものであるときはこの限りでない。

(その他の責任)

第 17 条 当社は、旅客の運送に関して生じたリフト運賃以外の旅客の一切の損失について賠償する責を負わない。但し、当社の故意又は過失による場合はこの限りでない。

(旅客の責任)

第 18 条 当社は旅客の故意もしくは過失により、または旅客が法令もしくはこの運送約款を守らなかった事等により当社が損害を受けた時は、その旅客に対し、その損害の賠償を求めることが出来る。

(割り増し運賃等)

第 19 条 当社は、旅客が所持するリフト券が特殊索道旅客運送約款第 7 条の規定により無効とされたときは、旅客からリフト券等に相当する額及びこれと同等額程度の割増運賃等を申し受ける。更に警察等に通報する場合もある。

株式会社ユースランド

制定 平成 22 年 10 月 1 日

改定 令和元年 10 月 1 日